

令和6年度 応急手当普及員再講習プログラム



| 開催日 |
|------------|
| 5月18日（土曜日） |
| 5月25日（土曜日） |
| 7月13日（土曜日） |
| 7月16日（火曜日） |
| 8月20日（火曜日） |
| 8月31日（土曜日） |
| 9月14日（土曜日） |
| 9月20日（金曜日） |

場所 秦野市保健福祉センター 2階教養娯楽室
時間 9時00分から12時00分まで（受付8時50分）
秦野市消防本部 消防管理課 救急救命担当

「応急手当普及員としての心構え」

自身が従事する施設の従業員や防災組織の構成員等を対象に、正しく応急手当が指導できるよう、その知識や技術を維持するとともに、指導力の向上に努めるものとする。

また、応急手当の重要性を理解し、救命に関する知識や技術を効果的に普及させるよう努めること。

応急手当普及員の指導内容

- (1) 応急手当の重要性について説明ができる。
- (2) AEDを用いた心肺蘇生法について指導できる。
- (3) 気道異物除去・止血・感染防止について指導できる。

秦野市応急手当の普及及び啓発の推進に関する要綱

(応急手当普及員の資格の有効期間)

第13条 応急手当普及員に係る認定(第10条第2項第3号該当する者として認定した場合を除く)は、資格の認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第9に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、3年間有効期間を延長するものとし、それ以後も、同様とする。

応急手当普及員再講習

| 項目 | 時間(分) |
|-----------------|-------|
| 救命に必要な応急手当の指導要領 | 180 |
| 合計時間 | 180 |

備考 本講習は、応急手当指導技能の向上を図るものである。

本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

応急手当普及員再講習スケジュール

| 指導項目 | 内 容 | | | 時間 (分) |
|----------|---------------------|-----|--|-----------|
| 挨拶・説明 | 講習内容について | | | 5 |
| 講 義 1 | 応急手当の重要性、AEDについて | | | 15 |
| 講 義 2 | 心肺蘇生法の実技指導要領について | | | 25 |
| 休憩（実技準備） | | | | 10 |
| 実 技 | 応急手当の重要性 | 30分 | <u>1名の持ち時間：30分</u> 別紙の「指導技法評価シート」の内容に沿って、できる範囲で発表してください | 105 |
| | 心肺蘇生法 (成人、小児、乳児) | | | |
| | 気道異物除去・止血法 | | | |
| | 講評、片付・準備 | 5分 | | |
| 質 疑 等 | | | | 20 |

■ 再講習の進め方

・講義1

消防職員による説明

・講義2

応急手当指導サポーターによる説明

・実技

— 応急手当の重要性 —

救急車の到着時間やAEDによる早期除細動の重要性等について

— 心肺蘇生法 —

成人、AEDを用いた心肺蘇生法の手順、姿勢、動作等について

小児、乳児：成人との相違点について

— 気道異物除去・止血法 —

異物除去の種類と方法・止血の方法と感染防止について

※別紙「応急手当普及員再講習 指導技法評価シート」のとおり